

組合員加入
キャンペーン

同時開催中!

春満開 定期 2024

1年
もの
年 **0.2%**
(税引後 年0.15937%)

JA徳島市キャラクター
めぐりーちゃん



キャンペーン期間 令和6年 4月15日(月) ~ 令和6年 5月31日(金)

ご利用いただける方

組合員・組合員家族

(新たに組合員にご加入いただける方を含む)

対象商品

スーパー定期貯金

お預入れ方法

窓口での一括預入

お預入れ金額

新規10万円以上、
1,000万円以内

お預入れ期間

1年(自動継続式)

※お一人様1,000万円を上限とさせていただきます。※初回満期日以降は店頭金利となります。※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、取扱いを中止することがあります。※ATM、インターネットバンキングではお取扱いいたしません。※スーパー定期貯金の商品内容については、当JAホームページに掲載している商品概要説明書をご確認ください。※組合員加入のためには出資が必要となります。※中途解約された場合は、JA所定の中途解約利率が適用されます。

●詳しくは、下記取扱店舗へお問い合わせください。

八万支所 ☎(088)622-4957
加茂名支所 ☎(088)631-3408
眉山支所 ☎(088)668-0334

佐那河内支所 ☎(088)679-2221
国府支所 ☎(088)642-1044
川内支所 ☎(088)665-0924

多家良支所 ☎(088)645-0111
徳島支所 ☎(088)632-0155

●下記事務所ではお問い合わせのみ受け付けております。

滑東事務所 ☎(088)664-0710
応神事務所 ☎(088)641-1115

不動産事務所 ☎(088)631-0511
勝占事務所 ☎(088)669-0611

北井上事務所 ☎(088)642-1210
南井上事務所 ☎(088)642-1235



徳島市万代町5丁目71-11

<https://ja-tcc.or.jp>

本所 ☎(088)622-8003

商品概要説明書

スーパー定期貯金＜単利型＞ J A徳島市組合員特別金利定期貯金
春満開定期2024

(令和6年4月15日現在)

| | |
|--|---|
| 商品名 (愛称) | ・スーパー定期貯金＜単利型＞ 愛称：春満開定期2024 |
| ご利用いただける方 | ・個人（組合員・組合員家族に限る） |
| 期間 | ・定型方式 1年 ・自動継続（元金継続または元利金継続） |
| 預入方法 (1)預入方法 (2)預入金額 (3)預入単位 | ・一括預入 ・10万円以上 1,000万円以内 ・1円単位 |
| 払戻方法 | ・満期日以後に一括して支払いします。 |
| 利息 (1)適用金利 (2)利払頻度 (3)計算方法 (4)税金 (5)金利情報の 入手方法 | ・預入時の約定利率を満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算をします。 ・20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 ・金利は店頭のコピーボードに表示しています。 |
| 手数料 | — |
| 付加できる 特約事項 | ・自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ・マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。 |
| 中途解約時の 取扱い | ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×50% |
| 貯金保険制度 (公的制度) | ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。 |

| | |
|---------------------------|---|
| <p>苦情処理措置および紛争解決措置の内容</p> | <p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA各支所または本所金融共済部（電話：088-622-8003）にお申し出ください。</p> <p>当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>または下記の相談所でも受け付けております。</p> <p>JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、下記機関を利用できます。上記当JA金融共済部またはJAバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227）</p> <p>愛媛弁護士会（電話：089-941-6279）</p> <p>民間総合調停センター（大阪府）、岡山弁護士会（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記相談所にお申し出ください。）</p> |
| <p>その他参考となる事項</p> | <p>・満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。</p> |

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JA徳島市